質問事項のうち後日回答となっていた質問について

- Q1) 資料 P.3 の二ポツで、「おそれのある事態」において、「漏えい等事案」となったケースは少ないとの記述があるが、これは客観的に、具体的にどのくらいの比率なのか、 定量的にお示しいただける数字はないか。
- A) 年間(0に近い) 数件程度「おそれのある事態」に該当するケースが発生し、「漏えい等事案」となったケースは0件
- Q2) 事業者として、関連して、漏えい等がほぼ確実になった段階など、提案の基準について、具体的にどういったケースであれば漏えい事案になり得るのかといった、その判断を行うに際して、JEITAとして、漏えい事案になり得るという基準の想定がおありなら、それも併せてお示しいただきたい。
- A) ガイドライン(P.61)3-5-3-1 報告対象となる事態 『(※3) サイバー攻撃の事案について、「漏えい」が発生したおそれがある事態に該当 し得る事例としては、例えば、次の(ア)から(エ)が考えられる。』に下記赤字の 文言を補足していただきたい。
 - (※3) サイバー攻撃の事案について、「漏えい」が発生したおそれがある事態に該当し得る事例としては、例えば、次の(ア)から(オ)のように個人データが漏洩した蓋然性が高い場合が考えられる。
 - (ウ)マルウェアに感染したコンピュータに不正な指令を送り、制御するサーバ(C&Cサーバ)が使用しているものとして知られている IP アドレス・FQDN (Fully Qualified Domain Name の略。サブドメイン名及びドメイン名からなる文字列であり、ネットワーク上のコンピュータ(サーバ等)を特定するもの。)への通信が確認された場合の事例

↑について、「<mark>個人データを格納しているサーバが</mark> C&C サーバへ通信していたこと が確認された場合 | とする